

中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定による認定申請書 (①-ハ)

年 月 日

銚田市長 殿

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は \_\_\_\_\_ が、 年 月 日から \_\_\_\_\_ (注) を行っていることにより、下記のとおり売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号ハの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率 \_\_\_\_\_ % (実績)

$\frac{B-A}{B}$

$\times 100$

A : 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等

( 年 月 ) \_\_\_\_\_ 円

B : Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

( 年 月 ) \_\_\_\_\_ 円

(ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等

減少率 \_\_\_\_\_ % (実績見込み)

$\frac{(B+D) - (A+C)}{B+D}$

$\times 100$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等

( 年 月 ~ 年 月 ) \_\_\_\_\_ 円

D : Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

( 年 月 ~ 年 月 ) \_\_\_\_\_ 円

(注) \_\_\_\_\_ には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

銚商第 \_\_\_\_\_ 号

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の申込期間：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

茨城県銚田市銚田 1444-1

銚田市長 岸田 一夫